

# 福岡県共助社会づくり基金実施要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県共助社会づくり基金条例（平成23年福岡県条例第9号。以下「条例」という。）に基づく福岡県共助社会づくり基金（以下「基金」という。）に係る事務及び事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、寄附金とは、基金の趣旨に賛同して行われた現金による寄附をいうものとする。

## 第2章 基金の造成

(基金の造成)

第3条 基金は、県民等からの寄附金及びこの基金の運用から生ずる収益をもって造成する。

(寄附金の受け入れ)

第4条 寄附金は原則として、別に定める納付書により寄附者が県に納入するものとする。

2 寄附者から申出がある場合は、別に定めるところにより、基金の処分に関する希望を添えた寄附金を受け入れることができるものとする。

(寄附金の不返還)

第5条 基金に納付された寄附金は、いかなる場合においても返還しない。

(寄附金の受付窓口)

第6条 寄附金の受付窓口は、原則として福岡県指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関とする。

(寄附金の調定)

第7条 第4条により収納された寄附金にかかる調定は、社会活動推進課長が行う。

(寄附金等の基金への積立時期)

第8条 寄附金等は、次の時期に基金に積み立てるものとする。

- (1) 寄附金 別に定める時期
- (2) 運用利息 発生都度

### 第3章 基金の処分

(基金の処分)

第9条 条例第5条の規定に基づき基金を処分することができる事業は次のとおりとし、金額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- (1) ふくおか地域貢献活動サポート事業(多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動に対する補助事業)
- (2) 前号に係る事業の成果報告書の制作に関する事業

2 第1項の事業の実施に当たっては、第4条第2項の寄附者の希望に応じて行われるよう配慮するものとし、取扱いは別に定めるものとする。

### 第4章 基金の運営

(基金運営委員会の設置)

第10条 福岡県共助社会づくり基金運営委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 委員会の委員は、別に定めるところにより、知事が委嘱するものとする。
- 3 委員会は、別に定める業務を行うものとする。

(広報)

第11条 基金の運営状況については、随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めるものとする。

(庶務)

第12条 基金に関する庶務は、社会活動推進課において処理する。

### 第5章 その他

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、基金に係る事務及び事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。